

○経済産業省令第 号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、並びにデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改正後	改正前
（表示）		（表示）

---

第二十二條 法第十三條第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同條第三項）の主任務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二 （略）

三 別表第五第十三号から第十五号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示

四 （略）

（聴聞の期日又は場所の変更）

---

第二十二條 法第十三條第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同條第三項）の主任務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一・二 （略）

三 別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示

四 （略）

（聴聞の期日又は場所の変更）

第四十条 行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第四項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

別表第1（第3条第1項、第5条、第14条第1

項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. (略)	(略)

第四十条 行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

別表第1（第3条第1項、第5条、第14条第1

項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. (略)	(略)

<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (<u>2026</u>) 乗車用ヘルメット 3. 1 3 に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必</p>	<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (<u>2015</u>) 乗車用ヘルメット 3. 1 3 に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必</p>
--------------------	---	--------------------	---

	<p>要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2026) 乗車用ヘルメット 6. 2 b) に適合すること。ただし、<u>自動二輪車 (総排気量 0. 1 2 5 リットル以下</u></p>		<p>要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2015) 乗車用ヘルメット 6. 2 b) に適合すること。ただし、<u>原動機付自転車又は総排気量 0. 1 2 5 リットル以下</u></p>
--	--	--	--

	<p><u>のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車</u>を対象とするハーフ形又はスリークォーター形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格T 8 1 3 3 (<u>2026</u>) 乗車用ヘルメット6. 2 a) に適合すること。</p>		<p><u>の自動二輪車</u>を対象とするハーフ形又はスリークォーター形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格T 8 1 3 3 (<u>2015</u>) 乗車用ヘルメット6. 2 a) に適合すること。</p>
--	---	--	--

	<p>(3) (略)</p> <p>3 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、<u>衝撃吸収ライナー</u>及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 ~ 8 (略)</p> <p>9 (1) (略)</p>		<p>(3) (略)</p> <p>3 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、<u>衝撃吸収ライナー</u>及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 ~ 8 (略)</p> <p>9 (1) (略)</p>
--	--	--	--

	<p>(2) <u>自動二輪車</u> (総排気量0. 125リットル以下のもの又は定格出力1. 00キロワット以下のものに限る。) 又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) (略)</p>		<p>(2) <u>総排気量0. 125リットル以下の自動二輪車</u>又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) (略)</p>
3. 乳幼児用ベツ	1・2 (略)	3. 乳幼児用ベツ	1・2 (略)

ド	<p>3 床板は、使用時に容易に<u>外れない</u>よう<u>確実に</u>取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4～13 (略)</p> <p>14 組子の中央部を14</p> <p>7. 1 ニュートンの力で引つ張ったとき、<u>組子が外れる</u>等の異状が生じないこと。</p> <p>15～20 (略)</p>
4. ～13.	(略)

ド	<p>3 床板は、使用時に容易に<u>はずれない</u>よう<u>確実に</u>取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4～13 (略)</p> <p>14 組子の中央部を14</p> <p>7. 1 ニュートンの力で引つ張ったとき、<u>組子がはずれる</u>等の異状が生じないこと。</p> <p>15～20 (略)</p>
4. ～13.	(略)

(略)		(略)	
<p><u>14. 乳幼児用</u> <u>ベッドガード</u></p>	<p><u>1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。</u></p> <p><u>2 組立式のものにあつては、組立てが容易にでき、組立ての誤りを生じにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>3 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>4 乳幼児の身体が挟まれ</u></p>	(新設)	(新設)



<p><u>る構造を有するものにあつては、使用中容易に折りたたみができない構造で、折りたたみを固定する装置は乳幼児が容易に操作できないこと。</u></p> <p><u>8 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度を有すること。</u></p> <p><u>9 使用時にマットレスとの間に、乳幼児の身体が挟まれるおそれのある隙間が</u></p>	

	<p><u>できないこと。</u></p> <p><u>10 部品を相互に接続するための接続部品を有するものにあつては、容易に外れないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。</u></p> <p><u>11 接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。</u></p> <p><u>12 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方</u></p>		
--	--	--	--

	<p><u>法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができる。</u></p>		
<p><u>15. ベビーカー</u></p>	<p><u>1 乳幼児が触れるおそれのある部分には、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。</u></p> <p><u>2 乳幼児の手足の届く範</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p><u>囲に、乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</u></p> <p><u>3 乳幼児が触れるおそれのある範囲にある可動部分及び折りたたむことができ</u> <u>る構造を有するものにあつては、身体上の損傷のおそれがないこと。</u></p> <p><u>4 折りたたむことができ</u> <u>る構造を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそ</u></p>	
--	---	--

	<p><u>れがないこと。</u></p> <p><u>5 駐車させるため必要な装置を有し、その操作部は乳幼児が操作できないものであること。</u></p> <p><u>6 使用中に転落を防止するための乳幼児の身体を十分に保持できる構造を有すること。</u></p> <p><u>7 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。</u></p>	
--	---	--

	<p><u>8</u> <u>座席部分の取り外しができるもの又は座席部分に他の座席を取り付けることができるものにあつては、容易に外れない構造を有すること。</u></p> <p><u>9</u> <u>乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること。</u></p> <p><u>10</u> <u>届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方</u></p>		
--	---	--	--

	<p>法により表示されていること。<u>ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができる。</u></p>
--	--

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1.	(略)	(略)

--	--

別表第2 (第7条関係)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1.	(略)	(略)

(略)			
2. 乗車用ヘルメット	用途	(1) <u>自動二輪車</u> <u>(総排気量0. 125</u> <u>リットル以下のもの</u> <u>又は</u> <u>定格出力1. 00キ</u> <u>ロワット以下のもの</u> <u>に</u> <u>限る。)</u> 又は原動機付 自転車乗車用のもの	(2) (略)
	(略)	(略)	(略)
3. ~1 3.	(略)	(略)	(略)

  

(略)			
2. 乗車用ヘルメット	用途	(1) <u>総排気量0.</u> <u>125リットル以下の</u> <u>自動二輪車</u> 又は原動機 付自転車乗車用のもの	(2) (略)
	(略)	(略)	(略)
3. ~1 3.	(略)	(略)	(略)

(略)	骨組み	(1) <u>あるもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)
		(2) <u>ないもの</u>			
14. 乳幼児用ベッド	転落を防	(1) <u>柵状のもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)
		(2) <u>ネット状のもの</u>			
ガード	止する部	<u>の</u>	(新設)	(新設)	(新設)
		(3) <u>クッション状のもの</u>			
	位の構造	(4) <u>その他のもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)
		(1) <u>折りたたむことができる構</u>			
	むことが	(2) <u>ないもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)
		<u>できる構</u>			

	造			
	骨組みの	(1) <u>        </u> <u>あるもの</u>		
	組立て	(2) <u>        </u> <u>ないもの</u>		
	固定用器 具	(1) <u>        </u> <u>あるもの</u> (2) <u>        </u> <u>ないもの</u>		
	付属品	(1) <u>        </u> <u>あるもの</u> (2) <u>        </u> <u>ないもの</u>		
15. ベビーカー	形状	(1) <u>        </u> <u>座面と背当から構成されるものである</u> <u>つて、使用時の座面に</u> <u>対して背当のなす最小</u> <u>の角度が95度以上の</u>	(新設)	(新設)

		<p>もの（（2）に掲げるものを除く。）</p> <p>（2） 座面と背当から構成されるものであって、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上であり、かつ、座面に対して背当のなす最大角度が150度以上のもの</p> <p>（3） 箱形のもの</p>

		(4) <u>          </u> <u>その他のもの</u>
	<u>折りたた</u>	(1) <u>          </u> <u>あるもの</u>
	<u>むことが</u>	(2) <u>          </u> <u>ないもの</u>
	<u>できる構</u>	
	<u>造</u>	
	<u>車輪の数</u>	(1) <u>          </u> <u>三輪のもの</u>
		(2) <u>          </u> <u>四輪のもの</u>
		(3) <u>          </u> <u>その他のもの</u>
	<u>乗車定員</u>	(1) <u>          </u> <u>一人のもの</u>
		(2) <u>          </u> <u>その他のもの</u>
	<u>座席部分</u>	(1) <u>          </u> <u>取り外しが可</u>
	<u>の取り外</u>	<u>能なもの</u>

し	(2)	その他のもの
日よけ	(1)	あるもの
	(2)	ないもの
付属品	(1)	あるもの
	(2)	ないもの

別表第2の2 (第21条の2第1項関係)

特定製品の 区分 (子供 用特定製品 に係るもの に限る。)	使用に関して注意を促すための文 言	表示すべき文言
	要素	

--	--	--

別表第2の2 (第21条の2第1項関係)

特定製品の 区分 (子供 用特定製品 に係るもの に限る。)	使用に関して注意を促すための文 言	表示すべき文言
	要素	

1. (略)	(略)	(略)	
2. 乳幼児用玩具	揺りかご、ベツト又は <u>ベビーカー</u> に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどに <u>絡ま</u> つて負傷することがないよう、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができようになつたら玩具を取り外す旨	
	揺りかご、ベツト若しく	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨	
1. (略)	(略)	(略)	
2. 乳幼児用玩具	揺りかご、ベツト又は <u>乳母車</u> に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどに <u>からま</u> つて負傷することがないよう、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができようになつたら玩具を取り外す旨	
	揺りかご、ベツト若しく	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨	

<p>は<u>ベビー</u> <u>カー</u>に取 り付ける こと又は 壁若しく は天井か らベッド の上に吊 り下げる ことを意 図したもの のであつ</p>	<p>ニ つりひもなどに絡 まつて負傷することが ないように、乳幼児が 周囲を手でつかむこと により立ち上がること ができるようになった ら取り外す旨</p>	<p>は<u>乳母車</u> に取り付 けること 又は壁若 しくは天 井から ベッドの 上に吊り 下げるこ とを意図 したもの のであつ</p>	<p>ニ つりひもなどに絡 まつて負傷することが ないように、乳幼児が 周囲を手でつかむこと により立ち上がること ができるようになった ら取り外す旨</p>
---	---	--	---

	て、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの			
3. <u>乳幼児用ベッドガイド</u>	<u>全てのもの</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 <u>使用に適した年齢</u></li> <li>三 <u>出生後十八月未満</u></li> </ul> <u>の乳幼児には使用しない旨</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>三 <u>窒息や身体の圧迫</u></li> </ul> <u>についての危険性がある</u>	(新設)	(新設)
			(新設)	(新設)

		<p>る旨</p> <p><u>四 枕その他の窒息の可能性のあるものを乳幼児用ベッドガードとマットレスとの隙間に</u> <u>入れて使用しない旨</u></p> <p><u>五 複数の製品を使用しベッドを完全に囲む</u> <u>ような使用を行わない</u> <u>旨</u></p> <p><u>六 ベッドへ固定する</u> <u>際に取扱説明書の指示</u></p>			
--	--	--	--	--	--

		<u>のとおり</u> に <u>固定する旨</u> <u>七</u> <u>使用可能なベッド</u> <u>及びマツトレス</u>			
<u>4. ベビー</u> <u>カー</u>	<u>全てのも</u> <u>の</u>	<u>二</u> <u>使用に適した年齢</u> <u>ニ</u> <u>使用時に保護者が</u> <u>離れない旨</u> <u>三</u> <u>展開の操作が完了</u> <u>し、折りたたむことが</u> <u>できる構造が固定され</u> <u>た状態で使用する旨</u> <u>四</u> <u>折りたたみの操作</u> <u>は乳幼児から離れて行</u>	(新設)	(新設)	(新設)

	<p>2 旨</p>	
<p>箱形以外 のもの</p>	<p>シートベルトを装着し て使用する旨</p>	
<p>箱形のも のであつ て、乳幼 児が座る ことがで きるよう になった 際も使用 するもの</p>	<p>乳幼児が座ることがで きるようになったら、 シートベルトを装着し て使用する旨</p>	

別表第5 (第21条の2第2項、第22条関係)

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13 (略)	(略)	(略)
14	乳幼児用 ベッドガ ード	乳幼児用ベッドガード の表面の見やすい箇所に 容易に消えない方法 で表示すること。
15	ベビーカー	ベビーカーの表面の見 やすい箇所に容易に消

別表第5 (第21条の2第2項、第22条関係)

番号	特定製品の区分	表示の方法
1～13 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

			<p>えない方法で表示すること。ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。</p>

附 則

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第一百七号）の施行の日（令和八年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第二号及び第三号、別表第二第二号並びに別表第二の二第二号の規定 公布の日

二 第四十条第一項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）